

平成28年3月28日

古賀市議会
議長 結城弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 吉住長敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第17号議案 古賀市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

保育所の民間移譲に伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次の通り。

1. 平成22年度の保育所の再編実施計画により民間移譲が決定し、平成24年度の保育所設置者等選考委員会で移譲先は社会福祉法人未来福祉会と決定した。平成28年4月1日に移譲される。移譲後の名称は恵あおぞら保育園。
2. 現在の恵保育所の臨時、非常勤の保育士など15人が移譲先に残られる見込み、常勤の保育士は鹿部保育所、つどいの広場、乳児全戸訪問等、子育て支援課の業務の中で活用を検討。
3. 昭和52年に建設された恵保育所は3年以内の建て替えが民間移譲条件。
4. 移譲により国から負担金が入る分が市としては削減効果といえる。残る鹿部保育所は私立保育所の模範になるよう職員の質の向上等に努めていく。
5. 民間移譲のメリットの面では、平成20年度に行った保護者に対するニーズ調査で公立同様に私立保育所は高い満足度を得ており、保育の質の向上が期待できる。
6. 民間移譲により、一時預かり事業、延長保育事業、保育所体験事業などの特別保育事業や民間のノウハウの活用につながる。
7. 民間移譲で保育料以外の出費により保護者の金銭的負担が大きくなるかもしれないよう協議している。

【意見】

(反対意見)

- ・保育は公的な責任であり市が担うべき。公立保育所の再編自体に反対する。

(賛成意見)

- ・保育士、子どもに大きな負担はない。自然豊かな立地を生かして新たな園の方針のもと元気な子どもたちが育つことを願い賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第18号議案 古賀市介護予防・生きがい活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市介護予防・生きがい活動支援センターを、地域における介護予防・生活支援に資する活動を支援する拠点として充実させることで、高齢者等の健康の増進、生きがいづくり及び社会参加を促すために、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次の通り。

1. 平成28年度から始まる介護予防・日常生活支援総合事業を推進するため、いきいきセンターゆいを古賀市地域活動サポートセンターとして位置づけ、支援体制の充実を図るものである。
2. 介護予防サポーターを新たに追加。ゆいのサポーター約300人、介護支援ボランティア約150人、生き生き音楽校のボランティア18人、健康運動づくりサポーター約100人、4種類のサポーター約600人が対象。
3. これまでゆいの活動支援券（兼）センター利用券は1回につき1000ゆいが交付され、500ゆいは次回の活動費に充て、残りの500ゆいは500円に換金することができたが、今後はポイント制度に移行、食事代は希望者のみと整理し、実費負担とした。
4. 施設運営について指定管理は考えていないが、業務の一部を委託する可能性はある。
5. 市職員OB、運動指導士、保健師、作業療法士の4名をコーディネーターとして配置、要介護状態の人でも地域参加できるよう見据えた取り組みを計画している。
6. 要介護・要支援認定の有無などの垣根なく、いろんな活動に参加できるのが今回の総合事業の目的であることから、「おおむね60歳以上の者」を利用者とした。
7. 健康づくり含めて地域で介護予防しながら元気な方を一緒に育てていく地域包括ケアの仕組みづくりが目標。

8. 事業の内容から「高齢者と同居する家族に対する短期の入所に関すること」を削り、仲間づくりを目的としたグループリビングを行う。
9. 機能が低下した方には介護保険事業所のサービスを継続。

【意見】

(賛成意見)

- ・ゆいで活動したサポーターの方が力をつけ、地域で活動するのがコンセプト。地域の支え合いの体制を早急に構築する総合事業の担い手として自然な方向と考え賛成。
- ・介護予防事業を実効性のあるものにするため、専門家を含めさまざまなサポーターを十分に育成し、市民が支え合える形になることを願い賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第23号議案 古賀市市民活動支援センター条例を廃止する条例の制定について

近年の社会情勢の変化を踏まえ、内部組織の編成及び事務分掌を改め、並びに古賀市生涯学習センターを設置することに伴い、古賀市市民活動支援センターを平成28年6月30日限りで移転するため、条例を廃止するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次の通り。

1. 市民活動とコミュニティの活動が一体として取り組まれることにより地域活動の活性化が図られる。
2. 区長会業務、本庁舎の土曜日・日曜日の閉庁の関係、市民が動きやすいフィールドのスタイルといったことを考慮し、一課を有効な位置にあえて分割して位置づけられた。
3. コミュニティ推進課の物理的な距離をチャンスととらえて横断的な連携によりネットワーク型の行政を構築する。
4. 条例の廃止に伴い条例施行規則はあわせて廃止、市長名で新たな規則を制定、細かな部分は検討中。
5. 交流館にスポーツ担当係と社会教育担当係が、現在の生涯学習推進課の事務室につながりひろばが移り、公民館係と合わせた一体的な事務所運営で連携がより図られる。
6. 現在の市民活動支援センターの施設活用については現在検討中であるが、生涯学習推進の一翼を担う機能を保持していく。

【意見】

(賛成意見)

- ・市民活動支援センターがコミュニティ推進課に移ることで、総務部の係が教育部の一部に間借り、同じ課の中で別居状態という不自然さが残るが、なお一層市民活動が活発になることを願い賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。